

岩手県告示第92号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 100号	消石灰	65消石灰	アルカリ分 65.0 %	—	北上石灰株式会社	秋田県鹿角市十和田 錦木字山谷32番 地3	令和8年 11月27日